

平成21年12月26日
防 衛 省

「自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見募集の結果について

「自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案等」につきましては、平成21年9月11日から同年10月10日までの間、御意見を募集したところ、1通（1件）の御意見をいただきましたので、当該御意見とそれに対する当省の考え方を別紙のとおり御報告致します。

このうち、「自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案」につきましては、平成21年11月20日、また「陸上自衛隊高等工科学学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令案」につきましては、平成21年12月25日に、それぞれ公布・制定されたことを併せて御報告致します。（平成21年防衛省令第14号。陸上自衛隊訓令第32号。添付ファイル参照。）

また、今回意見募集した案件のうち、以下の訓令案につきましては、御意見もなく、案のとおりとさせていただきますが、意見募集時には、

- ・「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令案」
- ・「自衛隊員の再就職手続等に関する訓令の一部を改正する訓令案」

としておりましたが、いずれも陸上自衛隊高等工科学学校生徒の身分が新設されることに伴い、必要となる規定の整備を行うものであるとの理由から、上記案を含む関係訓令の改正をまとめて一つの改正訓令形式と致しました。この改正訓令案については、「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令等の一部を改正する訓令案」とし、平成21年12月25日に制定したことを御報告致します。（平成21年防衛省訓令第66号。添付ファイル参照。）

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、下記の省令案及び訓令案についても一部改正を行っておりますが、3士の階級

の廃止に伴い必然的な規定の整理等を行うものであることから、行政手続法第39条第4項第8号に該当するため御意見の募集は致しませんでした。

○「自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案」のうち

- ・自衛隊法施行規則第25条及び第26条第1項

○「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令等の一部を改正する訓令案」のうち

- ・自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令第4条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第7条、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4並びに別表第5
- ・自衛隊生徒の任用等に関する訓令第5条、第5条の2、第9条及び第11条
- ・幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第2条の2
- ・自衛官等の心理適性検査に関する訓令第4条及び別表

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局人事計画・補任課

電話番号：(代表) 03-3268-3111 内線20751

F A X：03-5229-2137

○いただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方

御意見の概要	当省の考え方
1. 自衛隊法施行規則 改正案第62条第4号 字句の誤りを以下のように修正すべきと考えます。 ・「正規の課程を<u>終了</u>し」とあるのを「正規の課程を<u>修了</u>し」に改める。	1. 御指摘の「修了」という用語は、一般に「ある課程を修め終える」場合に用いられるものと解しております。他方、「終了」という文言は、「ある状態が存続する期間を満了して、その状態が消滅する」という場合にも用いられるものと考えております。 今回の自衛隊法施行規則第64条第1項第4号の改正案において、「終了」という用語を用いたのは、生徒の正規の課程を修め終えるとともに、生徒としての正規の課程の期間の全てを満了して、生徒としての身分を終えるという意によるものです。 なお、同様に「終了」という用語を用いているものとしては、防衛省の職員の給与等に関する法律第28条の2第4項等があります。
2. 陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令 改正案第5条第1号 「当該採用について親権を行う者又は未成年後見人が同意してること。」とある部分について。 この条文は、生徒については、労働基準法の規定が適用されないものの親権を行う者の監護及び教育をする権利義務（民法第820条）については、配慮する必要があることから設けられたものと察します。 (1) 未成年後見人には、監護及び教育について親権を行う者同一の権利義務が認められています（民法第857条本文）。したがって、案文のように「親権を行う者又は未成年後見人」と両者を併記する必要はなく、この部分は、単に「親権を行う者」とすれば足ります。 (2) 生徒として採用されることで、隊内の教育	2. 陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令案第5条の規定を設ける趣旨 本訓令案第5条は、生徒の採用に当たって、防衛省が行う確認事項を規定するものです。 本規定を設けた趣旨は、生徒については、未成年者のうち、特に若年齢の者（15歳以上17歳未満）を採用の対象としていることから、相応の配慮を払う必要があると考え、防衛省としても親権を行う者又は未成年後見人からの同意を得ることとしたものです。 上記のように、本規定は、防衛省としての政策事項であるところ、御意見についての回答は(1)(2)(3)のとおりです。 (1) 御指摘のように、民法における未成年者の監護教育については、親権を行う者が行うとしつつ、親権を行う者がいない時に、未

を受け、営内生活をするようになりますが（自衛隊法第55条）、これらは、親権を行う者の子の監護及び教育をする権利義務（民法第820条）と抵触するおそれがあります。したがって、生徒の採用にあたっては、訓令案にあるように、親権を行う者の同意を得ることが望ましいと考えます。しかし、未成年後見監督人がある場合、教育の方法と居所の変更については、未成年後見人が単独でこれを行うことができず、未成年後見監督人の同意を得なければならないとされています（民法第857条ただし書）。

したがって、生徒に採用される者に未成年後見監督人がある場合においては、未成年後見人の同意だけでは足りず、未成年後見監督人の同意も得るように、案文を改める必要があると考えます。

(3) 以上により、具体的には、次のような規定
ぶりが適切かと考えます。

訓令案第5条第1号

「当該採用について親権を行う者が同意していること。ただし、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。」

成年後見人をもって未成年の監護を行わせることとしていると解しております。

他方、例えば、児童福祉法においては、児童の保護者として、児童を現に監護している親権を行う者又は未成年後見人を掲げており、また、学校教育法においても、義務教育の対象となる子（学齢児童、学齢生徒）の保護者として、第一次的には親権を行う者としつつ、親権を行う者がいないときは、未成年後見人の子の保護者としております。

これらを踏まえ、生徒として採用する者の実際の監護を行っている者から同意を得ることとするため、親権を行う者と未成年後見人の両者を明確に併記して規定することとしたものです。

(2) 本訓令案第5条第1号において、親権を行う者と未成年後見人のみを規定することとしたのは、上記(1)での回答のとおりです。

他方、民法における未成年後見監督人とは、未成年後見人が行う監護に関する行為について一定の同意権を有する者であると解しておりますが、

① 未成年後見監督人は、未成年後見人の事務の監督が主要な任務であり、生徒として採用する者の監護を行う者ではないこと

② 未成年後見監督人が与える同意は、あくまでも未成年後見人に対するものであること

といった理由からも、本訓令案第5条において未成年後見監督人を規定する必要はないと考えております。

(3) 上記から、本訓令案第5条の規定は当初案のとおりとさせていただきます。